



鳥取県公報

平成15年 7月29日(火)
第 7 5 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (477) (障害福祉課)	1
	平成15年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査実施要領 (478) (子ども家庭課)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (2件) (479・480) (健康対策課)	2
	保安林の指定予定 (2件) (481・482) (森林保全課)	3
	保安林の指定の解除 (483) (〃)	4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (484) (〃)	4
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出 (485) (都市計画課)	5

告 示

鳥取県告示第477号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年 7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	グループホームすえつね	鳥取市美萩野三丁目73	地域生活援助	平成15年 7月23日

鳥取県告示第478号

鳥取県統計調査条例 (昭和25年鳥取県条例第7号) の規定に基づき、平成15年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成15年 7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成15年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査実施要領

1 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の生活実態を把握し、ひとり親家庭等に対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この要領において「母子世帯」とは、父のいない児童がその母によって養育されている世帯をいう。
- (2) この要領において「父子世帯」とは、母のいない児童がその父によって養育されている世帯をいう。
- (3) この要領において「寡婦」とは、65歳未満の配偶者のいない女子であって、父のいない児童をかつて養育していたものをいう。
- (4) この要領において「父のいない児童」及び「母のいない児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 父又は母が死亡した児童
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ウ 父又は母の生死が1年以上明らかでない児童
 - エ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - オ 父又は母の身体又は精神が障害の状態にあるため、その養育を受けることができない児童
 - カ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その養育を受けることができない児童
 - キ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ク その他アからキまでに掲げる児童に準ずる状況にある児童
- (5) この要領において「児童」とは、満20歳未満の者で未婚のものをいう。

3 調査の対象

この調査は、県内のひとり親家庭等を対象とする。

4 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- (1) 世帯の状況
- (2) 仕事の状況
- (3) 生計の状況等
- (4) 意識の状況
- (5) 行政機関の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

5 調査の方法

この調査は、民生委員が、ひとり親家庭等を訪問して調査票の記入を依頼し、後日回収する方法で行う。

6 調査の対象となる日

平成15年8月1日

7 調査期間

平成15年8月1日から同月20日まで

8 結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第479号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
扇町中村歯科医院	鳥取市扇町34 - 1	平成15年7月23日

鳥取県告示第480号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大陽堂薬局5号店	倉吉市山根415 - 4	平成15年7月23日

鳥取県告示第481号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鷲峰字釜子谷口452の1、1536、1537、1538、字檜木谷1548、1549

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字中園字隠谷248の1から248の10まで、324の1から324の3まで、325の1、325の5から325の12まで、326、327の2、327の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第482号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町本郷字築田1992

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字家ノ下3196の1

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第484号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町霞字炭ヶ塚222の20、字桜子奥223の4、223の20
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第485号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した理事の氏名及び住所

矢 田 一 郎 境港市外江町3754 - 3

